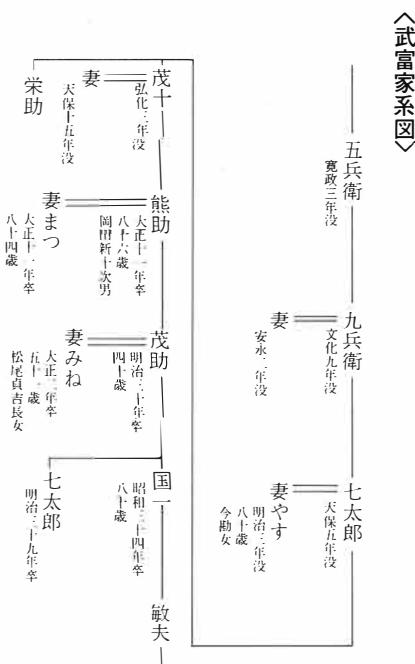


# 伊万里陶商の基礎的研究

(→)

一 武富家文書・記録(一)

前山博士



一、武富家家譜

同家の系統の概要是つぎのとおりである。十分ではないが、以下の参考として掲げる。

## 二、諸国商人の書状

現在、武富家に保存されている書状などのうち、発信者が筑前其他の國商人のものは三十余通ある。武富氏を宛名とするそれらの内訳はつぎのとおり。

九兵衛	一通（史料番号No1）
七太郎	二二通（同No2～No23）
茂十	三通（同No24～No26）
栄助	七通（同No27～No33）
関連分	二通（同No34～No35）

九兵衛あての一通は筑前芦屋の吉岡屋孫兵衛のもの。ただしこれは、文面の末尾に、「ほり七様之御手元江も：よろしく様御取なし置為被遊可被下様、吳々も…」と言うから、もともと「ほり七」すなわち武富氏あてのものではなかつたとも考えられるが、一応ここに掲げておく。

七太郎	関係の発信者を列挙すれば、
No 2	筑前脇田浦 萬屋半次郎
No 3	筑前山鹿 萬屋治左衛門
No 4	筑前芦屋 吉岡屋孫兵衛（源兵衛）
No 5	長州下関 屯屋安右衛門
No 6	長州赤間関 原屋清右衛門
No 7	筑前山鹿 萬屋治左衛門
No 8	筑前山鹿 久□屋與平
No 9	（不詳） 加納屋和七（長崎発）
No 10	伊豫桜井 河内屋徳兵衛

No 11	筑前岐志 升屋兵吉
No 12	筑前山鹿 萬屋治左衛門
No 13	越後三条 神子嶋貞助
No 14	筑前柏原 釜津屋嘉兵衛
No 15	長州下関 柳屋茂七
No 16	筑前芦屋 塩屋伝四郎
No 17	近江日野 松山六兵衛
No 18	筑前芦屋 吉岡屋源兵衛
No 19	長州下関 屯屋安右衛門
No 20	筑前芦屋 吉岡屋源兵衛
No 21	長州赤間関 原屋清右衛門
No 22	筑前芦屋 関屋甚次郎
No 23	越後新潟 播磨屋勘三郎

下関屯屋安右衛門のNo5とNo19は書状の内容も同一である。この七太郎の時代がちょうど化政～天保期にあたる時代である。つぎの茂十（もしくは茂十郎）あてのNo24は讃岐丸亀から筑前商人若松屋庄三郎の発したもの。No25は大坂の田中屋忠兵衛から、No26は摂津兵庫の堺屋孫右衛門からのものである。

栄助関係では、

No 27	筑前 蝶子屋彦兵衛
-------	-----------

No 28	大坂	田中屋忠兵衛
No 29	伊豫桜井	林屋陸藏（博多発）
No 30	筑前芦屋	吉野屋儀七
No 31	越後新潟	布屋（田辺）忠吉
No 32	筑前芦屋	野田屋永次郎
No 33	土佐高知	才谷屋治兵衛
	山下辰十発	のものである。
	関連分の No 34	は、筑前山鹿蛭子屋彦兵衛（No 27 に同じ）から武富
		宋次郎宛のものであり、No 35 は、長崎街道の杵嶋郡大町の飛脚問屋
		かれたと推測される。
	茂十・栄助兄弟のころは天保から幕末にかけての内外の激動期に	
	あたるが、弘化三年茂十の死後、武富家の経営は弟栄助の手中にお	
	ある。	
<b>三、諸国商人書状の内容と特徴</b>		
以上	の書状の内容は当然多岐に亘るが、それらの多くに共通する	
点は、第一に、焼物代金もしくは借金の延滞についての詫言であり		
第二には送金に関して、第三には焼物の注文あるいは催促のことで		
まず第一の点に関して、例を No 3 にとれば、その大意はつぎに記		
すとくであろう。		

一筆啓上つかまつります。（中略）さて、先だつての催促の御手紙たしかに落手、委細承知いたしました。しかしながら市況ははなはだ不景気、昨年中は全然あきないができず、当年二月ころからようやく駿河方面の売込にとりかかつて五月ころ終りましたので、益すぎからは売掛金の回収に取りかかりましたが、やはり世上不景気のせいで坪明かず、やむなく喜右衛門・藤兵衛兩人は残したまま、私ひとりさきに帰国いたしました。どのみち右の兩人は来月なかばころでなくては帰れないでしよう。とは申せ、兩人のうちひとりでも帰り、少しでも金が入りましたならば、さつとく伊万里へ仕入のため下向するつもりです。

茂十・栄助兄弟のころは天保から幕末にかけての内外の激動期にあたるが、弘化三年茂十の死後、武富家の経営は弟栄助の手中におかれたと推測される。

三、諸国商人書状の内容と特徴

以上の書状の内容は当然多岐に亘るが、それらの多くに共通する点は、第一に、焼物代金もしくは借金の延滞についての詫言であり、第二には送金に関して、第三には焼物の注文あるいは催促のことである。

### 三、諸国商人書状の内容と特徴

第二には送金に関して、第三には焼物の注文あるいは催促のことである。  
まず第一の点に関して、例をNo.3にとれば、その大意はつぎに記すとくであろう。

(なお詳しく述情を申しあげますと) 私がこのたび持帰った仕切  
金はようやく三割ほどに過ぎず、これは国許の出資者のほうへ払  
つてしまい、残金が入らねば新たな仕入もできず誠に困り果てて  
おります。さきの江戸方面における冬壳分の仕切残は、買主江戸  
枡清の家内病死のため支払い日延べを言つて参つております、春壳荷  
物の仕切に至つては全然送つて参りません。冬壳分の七割かたは  
手に入つておりますが、跡金については、春壳分と同様日延べを  
要求して参つております。

で、仕切金支払の延引は決定的と思われます。ともかく右両人のうち一人なりとも帰国しませんと金のやりくりができません。金さえできれば早速仕入に参りますので、それまでのところを何分とも宜敷く。少々なりとも送金申し上げたいのですが、右の様な事情で、御許し下さいますよう。そのうち来月中には是非とも仕入のため参りたいと存じております。云々。

No 7・No 12もともに萬屋治左衛門のもので、文面もまったく相似で、「江戸駿河両仕切金送り不參内ハ○印手廻り不申」(No 7)など言うのである。これら三通の手紙は同一時期のものと考えたい。しかもNo 7の日付が閏二月十九日である。七太郎の時代つまり化政・天保期において閏二月は文化八(一八一)年に限られている。

武富家からの右の様な代金の催促は、手紙のほか、人を差向けても行われた。「此度九兵衛様・喜助様御兩人御越被下」(No 29)、「再度御人ヲ立られ誠ニ奉恐入」(No 12)、「御手元様より御名代として御壱人御出被下」(No 4)、「先達而ハ七助様御出来被下、大イニ御苦勞ニ奉存上」(No 32)などの例。

さきの萬屋治左衛門の如きは、代金の催促に対するひとつの対応のケースであって、ほかにもいろいろな対応のありようが存在したのであり、No 4もそのひとつである。ここでは銀主と世話人の「咄合」とあるが、じつはこのNo 4と後出のNo 20とを結んでみると、こ

の吉岡屋源兵衛の身上に仲介の世話人を必要とした事態が明らかとなる。すなわち、「諸道具払物懸方、頃日世話人より取立」、「売残り物も:何れ近々之内ニ皆々売払」つて「金子調達」云々と。

これはNo 11にしるす筑前岐志浦の「六次一件」(No 39)には「六次郎様一件」とある)と事実上同一事態である。六次一件においては、とりあえず「有金だけ配分」(武富家の取分は元金八両の四割、三

両二合だけ)、結局「分散」の処置が行われるに至ったと書いている。なお「代呂物」も追つて売捌いたのち配分するという。代呂物は普通代物と書き、しろものと読む、金銭に換えうる物品のことである。

さて、本来、代金(借金)は、督促のあるなしに拘らず、期限など約定どおり支払(返済)すべきものであるから、延滞しながらも支払が行われる場合、その文面に延滞を詫びる文言が記されるのは当然であつて、第一点と第二点とが結びつくことになり、このケースの書状は多数を占める。

まずNo 2はNo 16と対応するが、要は筑前脇田浦の萬屋半次郎が「段々延引ニ相成」りながら代金四両を支払つたが、さらに残金の督促に対して「此分ハ私罷下リ候節ニ御払可申上」と約束したものである。彼らとしても所詮は焼物仕入のため来伊しなければどうにもできない訳で、このあたりの事情はさきのNo 3山鹿萬屋治左衛門の場合においても察せられたところである。

No 8 に言うところは素直である。「何分金操六ツヶ敷御座候間、  
(綴)  
今式両式分丈ヶ御送り上申候、云々」、と。河内屋徳兵衛 (No 10)

の場合、百両という大金のため安全な便がなかなか得られず、一ヵ月のち漸く利徳丸良助に依託して送金が叶つた。「無便ゆえあしからず、云々」と。

送金に飛脚便が利用された例として No 28 がある。また若松屋庄三郎関係の No 24・No 26 および No 35 がある。

若松屋庄三郎は、No 24 の書状に添えてまず三拾五両を讃岐丸龜より送つた。のみならず、その文中に、さらに飛脚便にて兵庫より送金する旨を予告している (六月十五日) はたして、杵嶋郡大町の飛脚問屋山下辰十の手を経て (No 35)、封金五拾四両武歩および兵庫堺屋孫右衛門の副状 (No 26) が到来したのは七月廿六日であった。堺孫の副状には「筑前若松屋庄三郎殿仕切金五拾四両武歩」と明記され、長崎飛脚便を利用している。山下辰十の記すところでは、大坂 (大町間) の賃錢正銀拾六匁三分五厘、大町 (伊万里間) は七匁。堺屋の発信日の十一日から算えて十五日を要している。この兵庫の堺孫がいかなる商人であつたかは今後を待たねばならないが、若松屋は彼に依頼して武富茂十郎への送金を果したのであつた。

さて、第三の点、焼物の注文もしくは催促に関する文面もかなり

多く見られる。ときには「返り荷物」のこと。

下関の庵屋安右衛門 (No 19) は、まず富海 (防州鳥海か) 利徳丸茂七船に託して拾両の金を送つたことを記し、ついで焼物壹俵を返り荷として送り戻すことを告げる。他方では、去冬注文の金書扇蘭絵の小皿について催促していわく、「まだでき上りませんか、これは得意先の注文ですから何時までも引き延ばす訳に参りません。御面倒ながら早く焼かせて下さいますように」、と。No 5 もこれとほぼ同内容の繰返しである。

No 6 の原屋清右衛門の注文は、口金唐草絵上々もの四通揃二十一人前揃、ただし極上のものでなくとも相応の上品を見計らい、ごくごく大急ぎの注文である。神子嶋貞助は、去年買請の四ツ揃物がいまだに到着しない、来春には間違なく揃えて下さい、と言う (No 13)。No 15 柳屋茂七らの書状は商品 (代品もの) についての苦情、そして事実上値引きの要求にほかならない。No 21 の原屋清右衛門書状も、要するに早急な送荷と適宜な値段の要望であり、高知の才谷屋治兵衛は、来月十日朝には当地を出発しますから、前以て尺三寸鉢の下物を残して置いて下さい、との予約書を送り届けたのである (No 33)。No 23 は新潟の播磨屋勘三郎の拾四両送金通知と焼物注文 (予約) である。来正月二日出立いたし、かなりまとまつた数量の錦手の上物下物類を買付けたいので、どうか適宜の品物を見計らい

御囲い置き下さるよう、と。

武富家文書のなかの焼物注文書状のうち、特別注文に類するものはNo 17の近江日野松山六兵衛のそれである。大意はつぎのとおり。さて、今年は私こと御地へ下向いたさず、代りに手代どもを遣しましたところ、どうした訳か大いに買縁が薄く残念に存じております。

御頼みを叶えて下さいますよう、伏して御願いいたす次第です。御返事の宛先は左のようになります。

大坂土佐堀式丁目 油屋喜兵衛

京都鶴薬師柳馬場 藤屋喜兵衛

江州日野越川町 松山六兵衛

（以下省略）

文中の「御役所」が何かは判らないが、江戸時代行商に活躍して知られる江州日野商人のひとりと思われる松山六兵衛（和七）の名に注目したい。

またまた御面倒とは存じますが、よんどころない方面の依頼につき御願い申し上げます。と申しますのは、去る卯年に、つぎに図示しました、蓋に松竹梅の三ツ丸紋を配した「桂詰かし蓋二十五入壺」を貴方様から買入れ、当地にて売捌きました折、御役所むきへも買上られたとみえ、このたび前同様の品物を揃えて納めよとの仰せ付けで、よんどころなく御頼みする次第です。おそらく御地には見本が残っているか、さもなくば仕入先の釜元へ照会下されば大概判ることと存じますので、この一件とりわけ御頼み申しあげます。どうか御面倒ながら大急ぎ焼かせてくださいますよう。数量は二十でも三十でもよろしく。万一千型も分らず製作不能ならば、その旨御返事も止むを得ませんが、そこを何とか御世話いただきますならば幸甚に存じます。私としても、ほかならぬ御役所むきのことゆえ、製作不能と申し立てて今更御断りもならず、どうかこの辺の事情を御推察いただいて、勝手ながら至急の

つぎに、これら書状の主、他国商人らは、いつたい何處で商いを営んでいるか、を検討してみよう。それは二つに大別できると思う。一つは、筑前や伊豫などの商人たち、一つは越後新潟・三条、土佐高知、近江日野などの商人たちである。前者の商圈は、山鹿萬屋治左衛門（No 3）が江戸ならびに駿河方面、柏原釜津屋嘉兵衛（No 14）が大坂・伊豫、若松屋庄三郎が讃州丸龜というよう、広範囲である（もちろん個々の商人は自己の得意先を持つことが多かつたであろう）。後者は、言うまでもなく自己の出身地域を商圈としたものである。後者の場合は自己の店舗をもつことも多かつた筈である。彼らは農村へも入り込んで販路をひろげた。No 32の「未ダ秋半故、

御年貢さい中ニ而、在方之掛取立出来不申」などはその好証例である。

ところで、この問題に関連して注目すべきものはNo.30・No.36である。とくにNo.30に記すところは重要な事実を含んでいる。これは、筑前芦屋の吉野屋儀七が代金未済を申し詫びる主旨の書状であるが、その理由としてつぎのように言うのである。すなわち、

大坂へは去る四月二十七日無事到着。「入札物」の代金がまだ送つて参りませんので、春以来ひとしお不景気のことではあり、私

としましては、大坂御屋敷へ少しでも荷物を捌いて「為替金」を拝借し、皆様方への御支払にあてる心づもりで、「兵庫藏」へ荷揚げしましたところ、(大坂屋敷から)他所ゆきの荷物を大坂において市売することは許さぬと申されました。そのため、不本意ながら延びのびになつて、云々

大坂御屋敷と為替金拝借との関係、兵庫藏とは何か、なぜ「他所行荷物、大坂ニ而市売不相叶」か、などなど。問題の根元は、幕末の当時佐賀藩のとつた国産物統制にある。佐賀藩の国産陶磁器に対する「専売」政策の中心は、「見為替仕法」と「京江戸大坂堺兵庫、右之場所商内御法度」であった。No.36に言う「此節大坂表においては、別当所の居所のある送荷のみ扱い、他国よりのものは屋敷においては売捌かないこと」も、No.28の「殊ニ仕組荷沢山、云々」も、

これらに深い関連のあることは明白である。

〈付録〉 No.36 前後を欠き発信人不詳

No.37 形・寸法・模様などを指示した注文書

No.38 陶器送り記

No.39 武富七太郎より升屋兵吉宛書状

#### 四、有田釜焼の書状

有田の釜焼から武富氏へ宛てた手紙は四通ある。いずれも栄助あてのものである。

No.40 大樽口 亀次良・丑松

No.41 上幸平山 牟田判助

No.42 同 同人

No.43 同 川浪平太郎

大樽の亀次良および丑松のそれは借金の申し入れである。大意は、前登窯の拾番を半間借り受け、当地の取替(資金)を以て先だって焼物を積入れましたが、その資金が月三分の利息で損になりそうです。焼物はすべて貴方様へ差上げますから、何とぞ金拾両をお貸し下さい。

このような前貸資本と釜焼との関係は当時一般的であつたもので

あろう。伊万里の商業資本の前貸的投下は、釜じたいの所有とともに、実例はほかにも見られるところである。

No 41 上幸平山牟田判助の栄助宛書面も、右と同じ事例を提示している。ただしこの場合の実際の借受人は中樽忠右衛門であつて、牟田判助は仲介の立場にある。No 42 も、要は中樽忠右衛門の拾両前借申入れを仲介したものであるが、ほかになお(イ)武富栄助が釜焼中へ「釜祝」として南鎌一片(二朱銀)を贈つたこと、(ロ)「前登へ中樽登より間釜借り請」のこと、(ハ)絵葉大極上壹斤借受の申入れなどのこと注目したい。No 43 は上幸平の釜焼川浪平太郎からの拾両前借申込である。

## 五、弓野山等関係書状

化政(天保期のものと推定される武雄領弓野山等関係の書状等はNo 44からNo 49まである。

No 44	・	No 45	弓野山武兵衛	(発信人 満岡啓助)
No 46		No 47	(小田志山) 武助	(同)
No 48	a		寅之助	(同)
No 48	b		嘉助	(同)
No 49	a	b	浅次郎	

(弓野山勘定書) (発信人 満岡啓助)

まずNo 44の吉田山より満岡啓助発の七太郎宛書面によると、はじめ弓野山武兵衛は金六両の前借を希望したのである。すなわち、「平日之釜之儀ハ三両取替ニ而押々火入相整候得共、物前之儀ニ而何分三両丈ニ而仕廻方不行届ニ付、凡出高六両丈御取替被下候様」と、「物前」とは、「盆・正月・節句などの前。節句の準備や決算期にあたつて多忙である。節季」と『広辞苑』にある。これに対し武富方は、約定分の三両と物前払用として壹両、計四両を貸すには貸すが、その中から以前の年賦払不足弐歩弐朱ほどを差引くこと、また釜手形も引留て置くという条件を出す。武兵衛は、今度の釜火入が八日に迫つてゐることではあり、物前払の壹両は「向釜下釜壹間」を以て返済し、年賦不足分の弐歩弐朱は来る六月釜にて皆済します、むつかしい相談ですが、よろしく御願いする旨、私(満岡)に依頼、私も、今度だけは聞き容れてほしい、と要望するのである。武富七太郎と弓野山武兵衛との前貸(借)関係は歴然である。

小田志山武助の焼物を武富方で買取つてほしいと頼むのはNo 46である。幸吉なる者が「銀縁出来兼」にて武助の焼物の取扱方を破談にしてきたので、その「大極上々吉」の出来ばえの武助の焼物をそちらで買上げて下さい、と。注目したいのは、文中、「早岐其外へも売方可被致候得共、何連之道伊万里取合相離候而ハ職業不行届、跡釜取替等之儀も何連伊万里ならで出来立不申、云々」と述べてい

る点であり、「跡釜取替等之儀：御相談申上」という彼我の関係である。

No 47 によれば、武富と寅之助との間に、「寅之助より金弐歩ニ而預ケ置候絵葉」との関係がすでに存在し、いま「向釜用摺り置」きたいので預けておいた（質入）絵葉を借してほしい、代物は正月の焼物で払います、と。

No 48 a の嘉吉は、とりあえず弐両弐歩の借入を頼んでいるのであるが、その前提となる取り極めは、武富方より「六両之仕入」金の前貸に対し、嘉助は「焼物ハ拾両丈焼立」て引渡すことであった。これは前貸制度の実態の一端を物語つていると言えるのではないか。

つぎにNo 48 b・c の浅次郎一件について、この場合、金額においても比較的大きく、かつこれまでの事例と違つて融資の様式も複雑である。つまるところ、武富からは浅次郎が今後「広東なら茶」だけを焼くことを条件として、「弐拾金仕入」のほかにも「度払、且又利付金等御当借」することを取りきめ、そのおり直ちに「利足付等之金子」は貸渡したが、「残り仕入前四両并二度割払金三両丈、メ七両ハ焼物下り候上ニ而御借渡被下候約束であつた。ところがそのご、浅次郎の焼物を運んだ小右衛門が相談したにもかかわらず、武富方は、さきの約束を取結んだ茂十の不在を理由に融資の約束を履行しなかつたらしい。そのため、浅次郎の頼みもあり、彼の苦境、

「地行差責り候上、此節釜塗替、云々」を見かねて、私共（啓助・部助）から武富方への懸合となつたのであつた。

ところで、満岡啓助らはいかなる存在であるか。これまでの史料では、それが武富家宛のものであるから必然的に、彼らの役割は、釜焼の依頼を受けて融資元である武富家へそれを取り次ぐだけであった。No 48 c では浅次郎の「請人」に立つていたし、釜焼と武富方との間のもつれや間違いのときは苦しい立場に立たされることになつた（No 48 a）。

しかし、No 49 の勘定書二紙は、満岡（辰巳屋）啓助の役割につきさらに示唆するものがあり、結論的には、彼は弓野山あたりにおける武富氏の現地代理人の如き地位にあつた者と推定される。（壹番船などなどについては不詳な点が残る）

## 六、幕末期の武富家の経営

幕末の万延以降、明治二年に至る時期の武富家の経営状況がNo 50

57 によつて窺われる。

まずNo 50 a・b・c はほぼ同内容を示し、万延元年の状況と思われる。その a によると（表1参照）、現物・売掛金・貸金の合計額千九百両(a)、現金・米（換算）の四百拾両(b)であり、現物の形で存在する焼物がほぼ六〇パーセントに達しているのは注目される。

表2 元治元年水揚金額

焼物代	330両0歩
絵薬代	55.0歩
客売込	180.0
山取替	218.0
客かし	150.0
播磨勘かし	455.0
布忠かし	2115.0
地方当時かし	50.0
講懸方	215.0
田 地	150.0
銀札など有合	110.0
かざり金	29.0
半紙代	50.0
売物代	20.0
小計 (a)	4127.0
栄助借用	100両0歩
松尾借用	650.0
深川借用	380.0
立石屋預金	50.0
小計 (b)	1180.0
合計 (a - b)	2947両0歩

表1 万延元年棚揚金額

申正月棚揚焼物代銀	1284両2歩
未年冬壳込之焼物代銀	197.0
皿山入金並取替迄入テ	200.0
申初山釜正金	100.0
銀札・正銭・小遣イ金	18.2
小計 (a)	1900.0
(有金)	221両0歩
古金	38.0
作徳米50俵	150.0
(文判)	10.0
小計 (b)	410.0
合計 (a + b)	2310両0歩

No 51は文久二戌、同三亥の二ヵ年分で三千七拾両、だが借用前八百四拾両を差引けば金弐千弐百二拾両にしかならない。現物（焼物有高代）などがやはり高い比重を占め、これに「内山取替」・「客かし」などを合せると九〇パーセントを越している。なかで「大坂登セ荷」が注目される。

No 52は元治元年の水揚で、総額四千百弐拾七両に対し借入金が千百八拾両に及ぶ（表2参照）。

このとし、焼物代が急減し、反面「客かし」が激増している。播磨屋勘三郎（新潟）、布屋忠吉（同）ら——この傾向が今後どのような推移を示すか、注目したい。

なお、この年の水揚高と前年度分の差額弐百八拾弐両が「利潤」であると記す。

No 50は慶応元丑年の棚揚高を示す。まず内山関係において取前（かし）と払前の差額四百六拾弐両壹歩、居合客衆などへの売込と同払分の差額五百九拾四両、播磨屋・布屋など旅客への貸額弐千弐百弐両壹歩、焼物代金分・地方貸など千七百四拾五両余、合計額五千三百余に対し借用高千百両である。焼物代有高の比重は二一パーセントに回復するが、他面旅客貸のそれも依然高率で四四パーセントに及んでいる。

ついでNo 54の慶応二寅年の棚揚を見ると、貸付金・現物の額五千

八百五拾弐両弐歩（うち主なるものは有合焼物代千弐百弐拾両のほか、播勘千弐百七拾両、布忠四百弐拾四両、綿屋幸右衛門百五拾両弐歩、原屋清右衛門百七拾八両、道具屋勘七弐百八拾両。大坂為登弐百両も見える）、借入（払方）額千五拾四両三歩。その差額は四千七百九拾七両三歩で、前年度の棚揚より八百九拾七両三歩増となつてている。

慶応三年の棚揚は見えない。No 55 の b は同四辰（明治元）年分である。同 a は同年の旅客取替分、同 c は同年の地方取替分ほかの内訳を示す。a においては、あらたに伊豫桜井の林屋陸藏や愈らの名が現われる。

明治二巳年は、客衆売込・内山取替・旅客取替・大坂行花瓶など の三千四百七拾両、陶器有高弐千百両などの総額六千三拾両に対し、借入金は千百両。差引四千九百三拾両の棚揚額となつている。

以上、各年次の棚揚額の推移を一覧するためには表 3 を作成した。二、三の問題点をあげると、

(イ) 元治元年の例外をのぞくと、陶器有高（現物）は毎年千（二千両に達する。そのうちから売却分をなす「客衆売込」分は年毎に補充、ストックしなければならない。慶応元年分の「居合客衆へ売込」高はおよそ六百両、同三年の「客人へ売込」高（山許

表3 文久2～明治2年棚揚概要

	棚揚高 a	借入高 b	$\frac{b}{a}$	陶器有高 c	$\frac{c}{a}$	d (a - b)	前年高 e	f (d - e)	$\frac{f}{d}$
文久2	両 3,070	両 840	27.4	両 1,500	% 48.9	両 2,230	両 —	両 —	% —
〃3	—	—	—	—	—	2,665	—	—	—
元治1	4,127	1,180	28.6	330	8.0	2,947	2,665	282	9.6
慶応1	5,000	1,100	22.0	1,060	21.2	3,900	2,947	953	24.4
〃2	5,852	1,054	18.0	1,220	20.8	4,797	3,900	897	18.7
〃3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〃4	4,617	700	15.2	1,400	30.3	3,917	—	—	—
明治2	6,030	1,100	18.2	2,100	34.8	4,930	3,850	1,080	21.9

取替を含む）六百両、明治二年の「客衆へ売込」および「売物」

分合せて九百三拾余両——これらはつぎの年には補充されねばならぬ。ストックされている現物のほぼ半分は毎年更新されていたと考えられる。（なお、この有高に関して注意を要するのは、慶応四年のそれが「元代金六掛」とされている点である）

（口） 借入率の高さは一五ないし三〇パーセント近くに達している。

慶応元年の例をとると、借入高千百両のうち、松尾三百五拾両、深川四百両などとあり、伊万里町松尾家、有田町深川家などの資金が導入されたことが判る。No.58・No.59などは、佐賀の鶴丸清右衛門の名も載せている。

（い） 客人貸の問題としては、何よりもその高率なことであろう。

慶応元年をもつて例示すれば、それは総棚揚額の四四パーセントに及び、布屋千五拾両を先頭に、資金の融通を武富氏より受けているのである。このことは当時の武富家がすでに金融面に経営の重点を移しているのではないかということを推測せしめるものである。

（付録） No.60 松尾彦兵衛書状（覚）

No.61

上瀧益太郎覚

〔史料〕  
No.1 「イマリ」

九兵衛様  
自阿しや  
早序 尊下  
金四両相添

メ十一月廿八日 吉岡屋  
孫兵衛

一筆啓上仕候、昨今柄追々寒氣ニ相成御座候処、其御地御家内様益々御安康ニ可ヒ遊御座恐悦至極ニ奉存上候、次ニ下拙義茂無異罷在居申候間、乍憚御休意思召ヒ成可ヒ下候、然者先進而者毎度遠慮之處を御越被下、殊二千萬忝仕合ニ奉賀候、就而者其節以御願御差操被下右金子早々ニもさし上可申害之處、許元日ニニ米下落ニ相成、一向在方商内六ツヶ敷大イニ延引仕候、先此度漸々金子四兩丈操合仕さし上置申候間、何卒残り之處者無油斷都合出来次第ニさし上可申候間、左様御思召ヒ遊可ヒ下候、下拙義茂段々疎合ニ相成、心易き先江も惣談仕少々成共都合仕是悲／＼年内中ニ罷下リ可申疎合ニ者相成申候得共、御存知之通今柄之事ゆへ、若又先様冬中之處金子廻合不仕都合も候ハ者正月廿四五日迄ニ者是悲／＼罷下ル可手都合ニ仕居申候間、自然残り金子之處、年内中ニ都合出来不仕候ハ者、正月迄之處何卒御尊公様御手元ニ而御差操置為ヒ遊候様乍恐異々も奉願上候、尤利足之處者私相弁へ可申上候間、乍憚今少シ之處異々も御手元様ニ而御差操置偏ニ奉願上候、左候得者正月ニ者罷下リ早々御勘定可申上候間返々も御願奉候、其之内ニも右金子廻合仕候得者年内ニも早々さし上可申上候、乍憚左様御思召御承知之段偏ニ奉願上候、尚又ほり七様之御手元江も是悲／＼正月ニ懸ケ罷下リ可申寄御座候間、よろしく様御取なし置為ヒ遊可ヒ下候様異々も重體奉願上候、先者以愚筆御願奉候、委細之義者何連罷下リ得拝頗萬々御咄御禮可申上候、恐々謹

言

十一月廿八日

イマリ

九兵衛様

(「追啓」十二月朔日、省略)

吉岡屋  
源兵衛

No 2

「到伊万里

脇田浦  
半次郎

御□□下

七太郎様

メ 徒筑前

御書墨忝拜見仕候、(中略)然者此度芦屋塙屋傳四郎殿御帰りニ残り金相渡  
候得共、昨今夕売場大不景氣ニ付昨年内一切商内出来不仕、当春二月頃今駿  
河商内取懸り、五月頃迄ニ漸々商内片附、仕切取立も益後今取入ニ懸り居候  
得共、不景氣之事故寸度拝明不申、依之ニ喜右衛門藤兵衛兩人相残し置、私  
儀者先ニ罷帰り申候、何連来月中頃ならで者兩人共ニ帰宅ニ相成り申間敷、  
尤も兩人之内老人帰国次第ニ少々ニ而も金子手二入候半者早速仕入ニ罷下り  
可申積りニ御座候、私儀此節帰宅仕候而も仕切金之所者漸々三歩所計り持下  
候、江戸表冬壳分仕切金、江戸枡清内病死致され候ニ付日延申来り、同所春  
壳荷物仕切も一切送り不參誠ニ困り入候、尤も冬壳分ハ七分通り者手ニ入候  
得共、跡金之所者春壳分一同之日延申參候、右ニ付私方藤兵衛儀此節江戸表  
へ仕切取立ニ參り居り候、枡清殿宅右之成行ニ御座候間、彼是仕切延引ニ可  
相成ル與大ニ心配仕居り候、何連兩人之内何連成共帰國不仕候内者金子手廻  
り不申候間、左様御承知可ヒ下候、金子さへ手廻り候得ハ早速仕入ニ罷下り  
可申積りニ御座候、夫迄之所何分御用捨可ヒ下候、此度少々ニ而も送金仕度  
奉存候得共、前文之次第二御座候間宣敷御聞通可ヒ下候、何連来月内ニも是  
非仕入ニ罷越可申存意ニ御座候、左様御承知可ヒ下候、右申上度如此御座候、  
早々

三月廿六日

七太郎様

萬屋  
半次郎

早々

一、御注文ヒ遊候ツキタテ之儀、大坂ニ而仕立仕、同所今御地江直に舟□ニ  
仕置候間、追て入津可仕候、左様御承知可ヒ成候

覺

一、御注文ツキタテ 壱ツ

代金壹両也相払召置候

十月六日

武富七太郎様

萬屋  
次左衛門

No 3

「伊万里

武富七太郎様

萬屋  
治右衛門

貴下要用

メ 十月六日出

今筑山

武富七太郎様

今芦屋

貴下要用入

吉岡屋  
孫兵衛

閏二月 メ

(前略) 然者此度態々御人被下誠ニ恐入奉り候、就而者右昨春焼物代残金之義被仰越奉恐入候處、下拙義當春帰國仕候得とも、御存知之此節柄折津<sup>ダキ</sup>、弥以手元大不廻ニ相成、夫ニ付是迄之銀主手元今夕以世話人咄合仕候得共相片付不申、此節者咄合最中に而御座候、然處ニ御手元様<sup>ム</sup>御名代として御壱人御出被下誠ニ恐入奉り候、夫ニ付未熟之私始一族中皆<sup>ム</sup>折寄右<sup>□</sup>之處段々御断申上候處、御聞届ヶ被為遊誠ニ忝仕合ニ奉存上候、夫ニ付是迄当地銀主衆中之振合ヲ以御手元様之借用金之處いなど申訛ニ而者無御座候得共、前文之通咄合最中之事ゆへ、今志ばらく之所御用捨被成下候ハ者、咄合津<sup>ダ</sup>茂り次第二而者下拙一族内<sup>ム</sup>御手元様迄御沙汰可仕候間、乍恐左様御思召被遊ヒ下候様以愚筆申上候、先者右之段荒々可申上候、余者佐七様<sup>ム</sup>御聞済被為遊可ヒ下候、恐々謹言

閏二月廿一日  
武富七太郎様  
(追啓、省略)  
一族中  
吉岡屋  
源兵衛  
大急用注文書在中  
尚々申上候、乍鹿末黒砂糖壹斤差送り候間、御笑納可ヒ下候、以上一筆啓上仕候、(中略) 然者過ル二月九日仕出し候て、右之為替金之儀福一屋へ差送置申候、定而御入手被下候と奉存候、誠ニ段々より之御世話忝奉存候、扱又此度口金唐艸<sup>ハシ</sup>へ上々もの四通揃廿老人前揃、注文<sup>ム</sup>形入もの宜敷御座候、尤極上之ものニ者及不申、相應之上品御見計らひニて極々大急きニ候間、相成丈乍御面倒御はたらき被下、早々御仕出し奉待入候、実者去春失念仕候代呂ものニて誠ニ火急之儀萬端御察ヒ下早々御願申上候、尚々皆々<sup>ム</sup>茂宜敷様乍憚様御傳聲奉希上候、先者右御頼申上度早々如此御座候、恐々

武富七太郎様  
原屋  
清右衛門

六月十九日  
七太郎様  
届安

(前略) 五月六日出帆<sup>ム</sup>船利徳丸茂七分金子拾両并ニ錦手ならちや<sup>モ</sup>夷儀差送<sup>ム</sup>定而相着<sup>ム</sup>入候、尚また此度大徳<sup>ム</sup>兵衛船より口金杉成奈良茶<sup>ム</sup>儀御送リヒ下<sup>ム</sup>候、大徳丸之御出<sup>ム</sup>十一日御仕出し相成候<sup>ム</sup>宛申上候而<sup>ム</sup>御面倒と奉察<sup>ム</sup>又去冬御頼申<sup>ム</sup>錦手小皿手本<sup>ム</sup>燒ヒ下早々御送可ヒ下候、先者右之段御<sup>ム</sup>此御座候、恐<sup>ム</sup>〔謹言〕

謹言

三月九日

No 7 「伊万里

武富七太郎様

原屋  
清右衛門

萬屋  
治左衛門

今山鹿

(前略) 然ル處早速金子御送り上可申積り之所、當所御切手類多ク、何分金  
(繰) 操六ツケ敷御座候間、今式兩式歩御送り上申候間、御受取被遊可ヒ下候奉願  
上候、残金之義ハ壳場今早速送り出申候間、佐様御思召候仰付可ヒ下候、先  
ハ右申上度、委敷義ハ嘉助殿今可申上候、以上  
閏二月四日 筑前山鹿今

No 9 「堀はた

武富七太郎様

急用書  
和納屋

ノ 極月十三日 今長崎

久  
与平

(前略) 然者私事も仕入大延引ニ相成り候得とも、何連江戸駿河両仕切皆済  
送り参り次第ニ無相違仕入ニ罷下リ可申積リニ御座候、附而者御手元も借用  
仕居候焼物代金少ニ而も此節さし送り度奉存候得共、何分江戸駿河両仕切金  
送り不参内者○印手廻り不申、甚御氣之毒ニ奉存候得共今しばらく御延し可  
ヒ下候、尚又喜右衛門儀も此節迄者帰宅ニ相成り不申大ニ心配仕居申候、同  
人も何連近日之内ニ者帰国ニ相成り可申間毎日ノヽ相待居申候、同人帰宅ニ  
相成候得ハ不遠内ニ者仕入ニ可参与其手当テ仕居申候、何分延引之所者幾重  
ニも御用捨奉願上候、先者右之段御願申上度如此ニ御座候、早々、以上

一、乍末申上候、御注文ヒ下候江戸はつち壱ツ、此度佐七殿便ニてさし送

り申候、御受取可ヒ下候、御母上さま御注文之博多織女帯之儀ハ何連下  
り之節博多ニ而手当テ仕持下リ可申候、左様御承知可ヒ下候、乍憚皆々  
様ハ宣敷御傳聞奉願上候。

閏二月十九日

武富七太郎様

極月十三日

加納屋  
和七

(前略) 然者此度儀三郎様之為替ニテ金子拾両之辻取替申候間、此節掛屋与  
七様方江送り金差支ニ付此手形ヲ差向申候間、右手形ニ引替、前書之金子御  
渡シ被下候様奉願上候、尤私此表ニテ商内出来仕候ハ御取替置申候ハ共、  
此砌一向不景氣ニテ商出来不申候故、無據送り金差支申候間、無間違手形ニ  
引替御渡し可ヒ下候様、此段幾重ニ茂奉願上候、(下略)

No 8 「肥前伊万里ニ而

武富七太郎様

No  
10

肥前伊萬里

武富七太郎様  
金百両添利徳丸便り以  
河内屋  
徳兵衛

三月五日

自伊予桜井

尚々御老母さま始々御家内御店衆中宣勅御傳言被下様奉願申候  
し良功役更以降ニ士侯、追日暖氣用文侯達、元以御家内業益御

遊御座奉歡喜候、隨而野生無別義罷在候、乍憚御安意可ヒ下候、誠ニ先達長  
ミ御世話ニ相成難有仕合ニ奉存候、然者其節御恩借金子ニ月三日調達仕、定  
更相待候へとも大金之義造成更りならて得申送候、兼々心記士居候遙所節  
道日時未利反候、先以御家口林者御相好有裕

其上大金之義、乍氣之毒脇方へ頼呉候様被申二付、下関虎屋様迄持參被下相

申、慥成便りも無之、態々直人ヲ以虎屋様迄持參可仕之處、甚無人無其義、色々心配仕居處、利徳丸此度井の屋梅吉殿荷物積入ニ候由、右船ニ相頼候様被申、漸今日良助殿相頼、御約速之通金式朱百兩毫封ニメ差送り候、着之砌御改御入手可被仰付候、夫ニ付出帆之砌御頼申上置候松貞公送り金到着御入手被下候哉、亦外ニ中山屋大吉歟申人公六七拾金貴家様江持參仕寄ニ御座候間、持參次第御入手被下度、此人薩州川内申處ニ罷下有之、遲參之難計候得共大半參上者無間違候間、何卒出合丈御受取置被下度奉頼上候、何分下手拙手許公百兩延引之段前文之訛無便故不惡敷御汲取被下度、前者右御斷之為愚筆以申上度如此ニ御座候、恐惶頓首

辰三月五日

河内や  
徳兵衛

武富栄助様

追啓申上候此度之荷物之内 沢文物少々相済し候處  
本皿中皿、月かげなら茶、綠筐其外ゑり方あしく甚困り入候、積返し之品  
も沢山罷在候へとも、此便二者間に合不申、後便ニ積返し候間、乍御氣毒  
左様御承引可ヒ下候

No. 11

七太郎様  
用書入  
升屋  
兵吉

分筑岐志

尚  
夕

尚  
夕

無呉龍在居申候、愈其後御家内様御渝益御勇勝可ヒ遊御座珍奉賀候、隨而私  
言語ニ絶次第、持下リ金漸半金ならて無御座候、尚又尊公様々御送リヒ下候  
□之義頑ケ置候様申段端々不行合點、得与吟味仕申候處、是又為替かり參候  
趣明白ニ相分リ申候、何事も跡商売之謀ニて偽計、何共氣之毒千万之仕合ニ  
御座候、元來六次義ハ下拙共組合と申リハ無之なれ共、親方々□も之仕出し  
ゆヘ買入之義ハ一所ニ仕来候、尤少々他銀主も御座候ニ付□御銀主不残御  
寄合ヒ下候而評定相決候ハ、彼地少々売預荷物并手形（安）少も御座候ヘハ□  
多分之金子不足ゆへいか、之訳ニ候哉、御銀主衆中不可案心□□、大黒や幸  
右衛門殿彼地へ御上りニ付御同人に御頼、此方（ア）も老人指立候様評定相決ニ

16

相成申候、先□□ハ有金だけ配分仕候様、いつれ彼地相調子之上文散ニも仕申候様評定相決申候、且又居屋敷家財ホハ旅行中別番之通り預り申候、右之仕合ニ御座候条、此段宜御聞済ヒ下度、先配分金子別番目録之通指上申候、御受取ヒ遊可ヒ下候、委細之義ハ外左衛門殿御頼入候間、宜御聞通ヒ成下候様奉願上候、先ハ御報申上度如此ニ御座候、恐惶謹言

申三月十三日

升や兵吉

堀はた

七太郎様

覺

一元金八両  
六次分

四ア通

此割符金三両武合

右之通御受取可ヒ下候、尤持下り正金分、代呂物之分ハ追々壳捌次第指上  
可申候、左様ニ御承知ヒ遊可ヒ下候、以上

三月十三日

きし  
船頭中

七太郎様

No 12

「いまり

武富七太郎様

貴下要用

萬屋  
治左衛門

十一月二日出

合山鹿

(分)

一筆啓上仕候、冷氣ニ相成候得共、御家内様御揃益、御平安ニ被成御座奉大賀候、然者御手元焼物代金借用之所、御勘定大延引ニ付再度御人ヲ立られ誠ニ奉恐入候、早速送り金可仕之所、前度世話人々以書状申上候通、江戸駿河両所掛り合多分出来仕、国元銀主方へも少々不沙汰仕候候ニ付、世話人相頼、先達而内々段々道附ケ咄合仕候所、此節漸々清方ニ相成候間、近日之内御地ニ仕入ニ罷下り可申積り、当銀主方へ相談仕候所御聞通りニ相成候得共、此節○印手廻り兼急拵ニ參り不申、当月末方ニ相成候半者少々廻り金も可有之趣、右ニ付何程ニ而も金子出来次第ニ先其御地江罷下り、借用先一同ニ払方仕、其上仕入可仕積りニ相決し申候、乍併前文之訛ケ合御座候間、格別之御勘弁ニ預り不申候而ハ難相成候条、宜敷御聞通可ヒ下候、何連不遠内罷下り利□相立テ決算可仕候、誠ニ払方大延引ニ相成り候儀申訛ケ次第も無之候得共、寒ニ不景氣ニ出合、大心配仕候事故、無是非御一同御無心申上候、尤も商壳筋之所者前之通り不相替仕入可仕積ニ御座候間、左様御承引可ヒ下候、御地払方大延引ニ相成り候而も手元大不□合ニ成行無余儀延引仕候、何分御勘弁を以今少々延引之所御用捨可ヒ下候、其内下拙罷出急度御算用可仕候、此段宜敷御聞通可ヒ下候、右御断申上度如此ニ御座候、尚又国元世話人々も

書状さし上候間御一見可ヒ下候、先右申上度、早々

十一月二日

武富七太郎様

No 13  
「肥前伊萬里  
武富七太郎様  
神子鳴貞助

萬屋  
治左衛門

亥十一月四日出ス 合越後三條

⑤ サマ

一筆啓上仕候、寒冷之砌御座候、先以其表御家内様御揃被遊御座候奉察入候、隨而当方ニも皆々無別条罷居候間、乍憚御安意可ヒ下候、然者当春者段々御世話相成悉奉存候、何連来春御貴面之上ニ萬々御禮申上候、猶又去年買請申候之錦手木爪割ヘ四ツ揃不參之分、当年御取揃被成候様被仰候得共、未タ入船不申候、甚下家ニも迷惑仕候間、何卒来春者無間違江御取揃置可ヒ下様奉頼上候、何連下拙来春正月十八日ニ出立仕候而、其御地江ニ月中ニ者無相違着仕候間、左様御承知可ヒ下候、乍末筆御家内様江宣敷御傳意之程奉頼上候、先者御禮旁々申上候、右之段如此御座候、早々以上

十一月四日出ス

武富七太郎様  
〔中〕

神子鳴貞助

武富七太郎様

榎屋茂七

要用書

No 15 「肥前伊万里堀端

何連当月来ニ者龍出申候間、其節迄金子御待ヒ成可ヒ下候、無間違御返済仕申候、左様御聞済可ヒ下候

四月卅日  
嘉兵衛  
榎屋茂七

仕度事ニ山ニ御座候故、同人御地相済御帰宅ヒ成候ヘバ早々参上仕申候間、

何事右之金子御まちヒ成可ヒ下候、宣敷奉願上候、何連懸御目萬々御咄申上候、先者此段如斯御座候

武富榮助様

No 14 「肥前伊万里堀端

貴下  
〔中〕

釜津屋  
嘉兵衛

四月卅日

（前略）然處先達而揃もの御送リヒ下千萬難有仕合奉存候、乍併去冬御座候分とは代呂もの不宜、尚又なら茶取分不出来ニ而甚困り入申候、直引ニ茂相成候哉、余り高直ニ而引合不申、尤代呂もの上出来ニ而候ヘバ少々高直ニ而よろしく候得共、何分不出来頓と困り入申候、直引六ヶ敷候ハ、積下し可申哉、急便より御知らせ可ヒ下候、先ハ右之段御懸合申上度如此御座候、早々以上

午七月廿三日

榎屋  
政藏七

一筆啓上仕候（中略）然者其後手紙差出不申誠ニ御無礼仕申候、然處御借用仕申候金子甚夕延引仕、大イニ氣毒ニ奉存上候、大坂ヲ罷帰リ早速御地參上仕ル積り致置候ヘ共、無撻儀つき伊豫の方罷出申候、能々廿日頃罷帰リ申候、左様御承知可ヒ下候、猶又御地ニ參上仕事者畠殿近ニ内ニ御地ヲ御帰リニ相成申候様ニ承申候、同人御帰リ相成申候ヘバ、此節之大坂市内一条咄合

武富七太郎様

No 16 「いまり下町にて

武富七太郎様

塩屋  
傳四郎

尊下

卯月二日認  
あしやより

源助殿下り二付一筆啓上仕候、（中略）次私共滞留之節ハ大ニ預御世話ニ忝  
存居申候、然ハ脇田浦半次郎殿事、三月廿七日勘□□態々指立可申之処、幸  
折能居合、貴面致候而段々相掛合候處、外々江も少々不足銀有之候様子、夫  
ニ付テハ山鹿表魚彦殿江御頼有之、此家人同人共旦那ニ有之候、同家分受取誤  
レ候と被申候ニ付、勘藏帰り立寄可申候處、旦那留主中ニ而翌日私宅江金子  
持參仕候處、段々外方行一同ニ壹封仕持參り、万治殿手元迄指贈候都合ニ致  
有之間、又々其儘差返し、何連ニ相成候とも金子堀七殿手元迄相届キ候ハハ  
宜敷事ニ候ハハ、魚彦今いまり表万治殿迄早便ニ御贈ヒ成下候様申談置候、  
寂早相届きと奉存候間、一寸御知らせ申上候、先ハ右用事如此ニ御座候、早  
々頓首

四月二日夕

武富七太郎様

塩屋  
傳四郎

尚々金子相届き候以上ハ万治殿分封切、夫々御配当ニ相成候と奉存候、以

上

No 17

「肥前今里堀端

武富七太郎様

注文大急用

松山六兵衛

大坂土佐堀式丁め

八月十四日發  
八月十四日發  
八月十四日發

從近江日野町

一筆啓上仕候、秋冷之砌ニ御座候處、先以其御地御家内様御揃益々御勇健可  
成御座珍重之御儀ニ奉存候、然者当年者小生義茂□下向不致、手代共遣候處、  
如何之義御座候哉大いに買縁簿、御□□□残懷不少候、扱亦近頃御面倒之義  
ニ御座候得共、無拵方より之相参りニ付御頼申上候、卯年中貴家様ニ而桂詰  
かし蓋廿五入壱□、如因（分）此通ニ而蓋之上丸紋之中松竹梅之三ツ紋ニ御  
座候、右之買入致、当地ニ而夫々壳捌キ之趣、右御役所向江上り居、此度夫  
と同様之品拵へ差上可申旨ヒ仰付、無拵此段御頼申上候、定めし御地ニ而手  
本残り歟、亦者其年之御仕入先釜元御吟味ヒ下候ハ、大概相別リ可申哉ニ奉  
存候間、此段別而御頼ミ申上候、何卒々御面倒様なから急々御焼セヒ下候  
様伏而奉願上候、尤も數廿二而も三十二而も宜敷候間、何卒々急々御仕立  
ヒ下候様伏而奉願上候、若し亦片も不分出来方も六ツケ敷候ハ、幸便ニ其向  
御返事ヒ下度奉存候、何条御配慮ヒ下、出来候ハ、誠ニ以難有仕合奉存候、  
当方茂外方なれ者宜敷候得共、御役所向之事故、拵難義申立候而者大いに心  
配仕候間、何卒々此段御推量ヒ下、乍自由急々御仕立之□伏而奉願上候、

先者右御願迄如是御座候、恐惶謹言

八月十四日

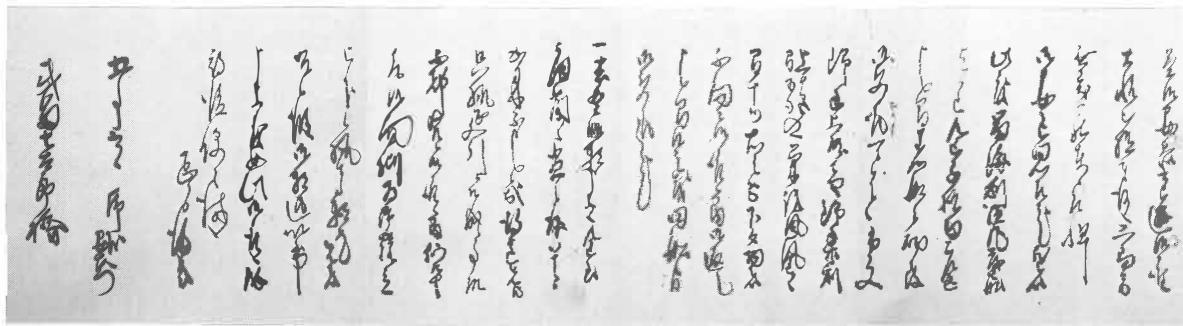
武富七太郎様

貴下

江州日野  
松山和七判

尚々、御返事ヒ下候砌ニ者、紀州連中様歟、筑前連中様之内急便御座候ハ  
、夫江御返事可ヒ下候、若し亦思ハ敷幸便無之候ハ、大町飛脚□□□□□  
向ケ、左之通御した、め可ヒ下候





下関馬屋安右衛門伊万里武富七太郎宛の書状 (No.19)

No 20

武富七太郎様

「イマ里ニ而

武富七太郎様 合阿しや

早序 要用

八月廿八日 吉岡屋源兵衛

八月廿九日

吉岡屋  
源兵衛

No 21

「肥前伊萬里

武富七太郎様

原屋  
清右衛門

急當用

メ七月廿四日出し

従赤間関

尚々、七助様今御老人様江茂  
乍恐宣敷御傳聞被為遊可ヒ下  
候

以愚筆申上候、追々寒冷之趣御座  
候處、其御地御家内様益々御安康  
ニ可ヒ遊御座恐悦至極ニ奉存上候、

次三下拙義茂不相變無異罷在居申  
候間、乍憚御休意思召可ヒ遊可ヒ  
下候、然者先達而者御兩人様遠慮  
之處ニ御出被下誠ニ御苦勞様ニ奉  
存上候、就而者右割符金之處未タ  
割方ニ相成不申、尤諸道具私物懸  
方頃日世話人より取立対中ニ御座  
候、壳残り物茂相調子見候得者沢  
山ニ御座候、何連近々之内ニ皆々  
壳払金子調達仕候迄ニ而、右割符

シ之處御用捨為ヒ遊可ヒ下候様與々も奉頼上候、割符出来次第ニ早々金子御  
持參可仕候間□□も夫迄之處御用拾偏ニ奉希上候、尚又下拙義茂無油断世話  
人之處ニ懸合仕置候間、乍恐左様御承知為ヒ遊可ヒ下候、下拙義茂只今之□  
□ニ仕候而者立行がたく候間、何連成共焼物商壳ニ取付度存念ニ御座候間、  
何分共御尊公様以御影ヶ御引立之程偏ニ御頼申上候、先者以愚筆御見□如此  
御座候、恐々謹言

キヤウス原點

午七月廿四日

原屋  
清右衛門

b (前失) 仕候處、直段私方江取計吳候様との儀ニ付、甚々困り居申候間、

尚々申上候、天神丸々書状取込相認候ニ付若相わかり(後失)  
山ニ御座候、何連近々之内ニ皆々  
御座候間、毎度申兼候得共、今少

候、壳残り物茂相調子見候得者沢

山ニ御座候、何連近々之内ニ皆々  
壳払金子調達仕候迄ニ而、右割符

先達而七兩位迄出来之御方様江手紙差上候處、今以出来不出来之何之義茂

堀七様 播磨届勘三郎

無之、最早出来候ハ、急便ヒ下御送り可ヒ下候、代金之儀ハ為替なり共御

金拾四両添ル

都合よろしく被仰聞可ヒ下候、若又未タ出来無之候ハ者何卒急々御調へ送  
り可ヒ下候、尚又直段之儀者宜敷御取計可ヒ下候、何分火急入用ニ付此段

奉願上候、折節取込失礼御高免可ヒ下候、早々以上

× 従越後新潟

午七月十四日

原屋  
清右衛門

No 22 「いまり不りはた

武富七太郎様 ら阿しや

金子拾両相添

メ正月九日 せきや甚次郎

(不り七廿一日行)

新春之御吉□不可有休□御□重疊目出度申納候、先以其御表御家内皆々様御  
揃益御機嫌能ヒ遊御□歳御座珍重之御儀奉賀上候、次ニ拙家無異儀加年仕候、  
乍憚様御休意御思召可ヒ下候、然ハ旧冬ハ罷出御世話ニ相成難有仕合奉存上  
候、且又旧冬勘定残り早速差送リ可申上之處甚以延引ニ相成、則此度平次郎  
殿便りニ拾両也差送り申候間、改御受取御帳済可ヒ下候、先者右年始之御祝  
詞申上度如此ニ御座候、期猶永日之時候、恐々謹言

武富七太郎様

せき屋甚次郎

No 23 「肥前今里ニ而

尚々、御尊母方様へも宜敷御傳言奉願上候

越前屋新吉殿幸便ニ付一筆啓上仕候、(中略)然者当春中滯留之節ハ段々御  
厚情ニ相成忝奉存候、其節残金之分早速差登可申候ニ御座候處、幸便茂無之  
甚延引仕候、此度新吉殿へ金拾四両謹ヘ差上候間、着之節御改御請取可ヒ下  
候、

一、前廣御注文申上候間、左之品々御用意ヒ下度候、錦手土物并下タ物類大  
分買入仕度間、何卒格好之品御見計御用置ヒ下度深々御頼申上候、私義ハ來  
正月二日出立仕罷登り可申候間、何分とも宜敷御計ヒ下度奉希上候、乍末書  
御家内皆々様へ宜御傳言ヒ下度、尚以後便可申上如斯ニ御座候、以上

十月十五日

播磨屋勘三郎

堀七様

No 24 「於肥前伊万里ニ

武富茂十郎様 若まつ  
庄三郎

金子三拾五両包壱ツ相添

従讃弓丸龜

」

傳作殿便りニ一筆啓上仕候、先以大暑之節ニ相成候處、其御地御家内様御儀  
益々御勇健ニ可ヒ成御座奉大賀候、隨而當方下拙儀無別条當国商行仕居候へ  
とも、來夕人氣立直り不申甚不景行ニ一向商内ニ相成不申候。乍懼左要御  
承知可ヒ下候、扱又借用金子之義比々も參り害ニ申合セ置候へとも如何儀哉  
与奉存候節、此度印之金子手廻し候處ニ三拾五兩□指送リ申候。尤來月入  
方ニ飛脚便ニて兵庫々金子送リ可申候ニ御座候間、乍御面倒様夫□御入手可  
ヒ下候、其内比々參り候ハ、御手元分相成候節者龜源殿ニ御渡し置可ヒ下候、  
書入手形ハ下拙下り候節ニ受取可申候、先者各之趣申上度如斯御座候、恐々  
謹言

六月十五日

武富茂十郎様

若まつや

庄三郎

党

一称ごやち、婦  
小紋上下壱具

右御受取可ヒ下候  
(午春富山屋庄平々田中屋忠兵衛宛「御仕切党」二通其他を同封するも、略之)

No 26

「肥前伊万里堀畠二而

武富茂十郎様

攝州

兵庫合

早便り金子五拾四兩武歩入壱包相添申候

午七月十一日認メ 堀屋孫右衛門

長崎飛脚便ニ一筆啓上仕候、先以時分から未夕残暑之砌ニ御座候處、御家内  
様益々御機嫌能被遊御座珍重之御儀奉存候、然ハ此度飛脚々筑前若松屋庄三  
郎殿仕切金五拾四兩武歩差送リ候間、同人殿御入帳可被下候、先ハ右之段申  
上度如此御座候、恐惶謹言

午七月十一日

堀屋孫右衛門

No 27

「伊万里ニ而

武富栄助様

蛭子屋  
彦兵衛

尊下

二月五日

田中屋

忠兵衛

武富茂十様

三月十一日出

田中屋彦兵衛様便りニ啓上仕候、先以春暖相募居申候處、御家内様益々御勇健可ヒ遊御座候奉大賀候、次ニ爰元無異ニ罷在居申候間、乍憚御休意思召可ヒ下候、然者私義先月より眼病為仕上之當國須惠目醫方へ罷越、漸々昨今引取申候、右ニ付久々御出来も不申上失礼御免可ヒ下候、然ルニ御地へ仕入罷越候義者四月ニ可相成、當邊銀主何連○印不底困入居申候、自然來月下り延引三及候得者、借用申上候金子送り上可仕候、委細者田彦様へ委敷相呴置申候、宜敷御聞得可ヒ下候、先者以愚札荒々如斯ニ御座捕、已上

三月十一日

蛭子屋  
彦兵衛

No  
28

「肥前伊万里

田中  
忠兵衛

武富榮助様

無□急要用

七月廿日

同封

封金五拾兩添

久徳殿手形在中

從大坂

ホリ七殿行

一翰啓上仕候、未残暑強御座候處、御□堂様愈々御□可ヒ成御座奉賀奉候、

二三野子儀無異罷在、先六月国元出航、漸々當七日ニ登坂仕候、乍慮外御安

意可ヒ下候、就而者御地滯留中種々御□ニ相成、尚又貴雅ニも其比御病中

ニ而染々不得貴意失敬勝ニ而帰国仕、其后御尋門も相忘り失礼奉背本意候、

追々啓承り申候處、日增御全快与承知仕、乍蔭大悦ニ奉存候、扱送り金彼是

延引仕候、此辺も商売向大詰リ○印大廻り困り入事ニ御座候、此度飛脚江

様ヲ向ケ金五拾兩并久為殿渡り金拾壹兩式朱之手形指送り申候、右手形之義ハ着早々先方江御言附可ヒ下候、別紙之通り利足相加江御受取可ヒ下候、且久太殿渡り為替金三拾兩当地ニ而約束仕置候得共、先方今日手形出来兼、今日飛脚之間ニ合不申候間、跡飛脚来ル八日出ニ指下シ可申候、左様御承知可ヒ下候、上方も兎角時節柄之□解不申候、殊ニ仕組荷況山、委細ハ△様書状ニ而御承知可ヒ下候、併シ順氣宜、米杯も日増下落、追々ハ人氣も引立可申候、先ハ御見舞旁以書中申入度、急便取紛文略御仁免可ヒ下候、乍未筆御家内皆々様江御傳達宜頼上候、早々頓首

七月廿六日

田中  
忠兵衛

武富榮助様

七助様

No  
29

「肥前伊万里

覺

一封金五拾兩

但式朱金壹包

一手形金拾壹兩

式朱

外ニ先方今月壹部半之利足御受取可ヒ下候

メ右之通受取可ヒ下候、以上

武富榮助様

いよ桜井  
林や陸蔵

參ル

尊報

霜月九日出ス

筑前博多より

貴墨忝拝見仕候、如仰寒氣強御座候處、先以其御表御家内様益々御機嫌能ヒ

遊御座奉歡悅候、然ハ此度九兵衛様善助様御兩人御越ヒ下甚氣ノ毒次第奉存

候、扱當夏之比残金之處差送候等ニ奉存候所、商売方甚以不印御座候故不能

事延引之段貞平（マ）御光免可ヒ下候、且又此度御兩人御越し相成候而ハ早速

差送り候等奉存候ハハ、漸々先月廿九日博多湊ヘ入津仕而荷物壳捌最中故、

改算所ニも不能、其□先内金ト而金五兩差送候間御入帳成置ヒ下度此段奉頼

上候、何連当冬中ニハ得貴顔度奉存候旨ニ奉存候、乍此上何角御引廻偏ニ奉

頼上候、委細之儀ハ御兩人様ニ御聞取可ヒ下候、まつハ取急候間以愚札早々

如此御座候、恐々頓首

霜月九日

武富栄助様

林や陸藏

No 30

一筆啓上仕候、向暑之砌御座候處、先以其御表御家内様益御勝勇可被遊御座奉賀寿候、隨而下拙義無滯障四月廿七日大坂着仕候、乍憚御安慮思召可被下候、然者入札物代金先月頃下金當心組居申候處、未送參不申候間、勿論亮場

春以來一入不景氣と承り、大阪御屋敷□少々成共荷物相捌、為替金拝借仕、

各様方ハ納金可致心組ニ而、兵庫藏江荷物揚々置候處、他所行荷物大坂ニ而市壳不相叶旨被申候故、無撓此地ニ而金子間ニ合不申、及延引□面之至ニ御

座候、何分下拙急ニ下金可仕候間、右始末御推察被下、不惡御高免可被成下奉願上候、且又輕危之般茶棚贈進仕候間、御受納被成下度奉願上候、先右御

願旁以愚札如此御座候、謹言

五月四日

武富栄助様

吉野屋  
儀七

No 31

「肥前伊萬里

（マ）  
富永栄助様

布屋忠吉

貴下用書

（判）

十一月朔日メ  
田邊  
自越後新潟

自越後新潟

（前略）當年者下代店者藤松と申者差登セ可申上候間、何分御地始而、様子

柄も相□兼而候間、萬端宜敷御添見ヒ成下度候、且御店様ガ借用仕置候金

子之義、先達而中大村船江為替取組遣し候間、定而御請取ニも相成候と奉存

候、尚不足金等之義者下代藤松ガ御勘定可申上候、又候不足金等も御座候得

者宜敷奉希候、且入用品物之義も直段精々御働ヒ下、越後上向下タ物御召出

申御壳□ヒ下度は又奉願上候、右申上度早々如此御座候、□御家内皆々

様奉希候、頓首

十一月朔日

富永栄助様

「於肥前伊萬里

野田屋  
永次郎

武富栄助様

尊下要用

筑前阿しやむ

布屋忠吉判

25

幸便ニ一筆啓上仕候、弥御壯健奉賀候、然ハ先達而者七助様御出来被下、大  
不ニ御苦勞ニ奉存上候、扱此節吉儀様御下リニ付宜敷便故金子さし送り申上  
度存念ニ御座候得ども、未夕秋半故御年貢さい中ニ而在方之掛取立出来不申  
候間、此度迄ハ金子出来兼申候、何連來月半過なら而ハ掛取立出来間數候間、

此段御推量なし可ヒ下候、且又其内ニも宜敷便り御座候得ハ、急々掛取寄、  
少々ニ而も指送り可申上候、いづ連者私罷下り萬々御咄し可申上候、先ハ右  
之段御志らせ申上度、早々如此御座候、恐々謹言

九月廿八日

野田屋  
永次郎

武富永助様  
(業)

No 33

「竹富采助様  
才谷屋  
治兵衛

大急用書

亥九月廿八日  
才谷屋  
治兵衛

メ

一筆啓上仕候、寒氣之砌ニ御座候處、先以其御表御家内様可遊御渝益々御勇  
健ニ目出度珍重之御儀ニ奉存候、然ハ先達而下候節ハ明々大井ニ御世話被仰  
付難有奉存候、且亦私義来月十日朝ニ者出足仕候間、尺三寸鉢下物御残し置  
可ヒ下候、宜敷御頼ミ申上候、返スノモ無間違様尚々奉希上候、先ハ取紛  
右御頼ミ申上度□ニ如此御座候、恐々謹言

亥九月廿八日

才谷屋  
治兵衛

No 34

「武富采次郎様  
蛭子屋  
彦兵衛

貴下

但し壹包ニメ封  
一封金五拾四両式歩也  
并副状壹封

No 34

No 33

No 35

「至伊萬里  
武富茂十郎様  
山下辰十  
要用封印

メ封金五拾四両式歩入副  
大町より

残暑未退御座候處、□ニ御安剛可ヒ成御暮珍重御儀奉存上候、然者当節封  
金并書状到来仕、則為持差送り申候間、慥ニ御落手可ヒ成候、尤賃錢大坂今  
大町迄正銀拾六匁三分五厘有之、大町才御當所迄七匁、メ式拾三匁三分五  
厘、右之通此人へ御渡し可ヒ成下候、先者右之段為申上、早々以上

山下辰十

七月廿六日

武富様

源左衛門便り一筆啓上仕候、先以暖氣之砌ニ相成候處、其御地御家内皆々様  
益御勇健可ヒ遊御座候奉大賀候、次ニ下拙義も無異儀罷在居申候間、乍憚御  
休意思召可ヒ下候、然ハ昨年勘定不足之儀、未タ送り金も不仕、誠ニ御氣之  
毒千萬ニ奉存候、此度者源左衛門参り候得と母 当年より同人者別仕入ニ而  
相分り不申、併私義も遠からず内罷出可申積りニ御座候、何連其節御目ニ懸  
り御勘定可仕候、先者右申上度如斯ニ御座候、頓首

五月八日

武富永次郎様  
(ママ)

蛭子屋  
彦兵衛

No 36

(前失) と理合仕、他之品も注文仕候而替可申様引合置申候間、何連後便出来次第御送可申上候、一、兼而御噛し申上置候くわし鉢兵庫表二而承り申候處、寝旱品遠ニ積下しこ相成居申候由残念存候へ共致方無之候、併し同伯父共何角定而御談事可仕与遠察仕候、其談合通御計ひ被下奉頼上候、本文ニも申上候通、此節大坂表者別當所令居印送荷之外ハ、他國令之送荷物者屋敷ニ而相捌きニ成不申候間候間、若又伯父談合大坂ニ而壳捌不申都合相成居申候ハ、大坂行荷物是迄之通ニして印名前、又ハ陶器荷物ニ而も宜敷様、都合様へ御談事被成御送、都合片時(後失)

No 37

上物方  
奈良茶(一〇・七cm)  
此所内外口金之づ  
本皿(径一四・四cm)  
手杓(径九・〇cm)  
指身(径二〇・五cm)  
右之通七通物 唐花詰形入口金大沢山奈良茶ふた糸敷物金  
極上物上金ニ而御附可ヒ下候

壱組

No 39

一筆啓上仕候、其御地御家内様益御堅勝可被遊御座珍重奉存候、然者六次郎様一件言語ニ絶候趣被仰聞候得共、私議茂内々之貞者存不申候處、素り貴公

ホンザラ(径一四・三cm) チヨク(径八・五cm)  
ホンザラノゾキ(径五・〇cm) サシミ(径二〇・〇cm)  
右之通六通物 花薄葉絵染付 式通

口金当リ前ヨリ沢山ニメ式通  
右之通六通り物 素書唐花絵染付式通

外二

口金一通りヨリ沢山ニメ式組  
外二

外二  
一金書松竹梅へ  
六通ニ而も七通ニ而  
尤直段かつこう之物御座候ハ、御御買入  
置可ヒ下候

一金書松竹梅へ  
六通ニ而も七通ニ而  
式組

尤直段かつこう之物御座候ハ、御御買入  
置可ヒ下候

No 38

陶器送り記  
防州平尾蒲  
榮福丸仁太郎船

印三号 拼取合

式拾六提

此分三拾五俵ニメ

様之買入与申、右組物之儀も来年迄者相待吳候様御相談被遊、其代り少し之

損失も相懸不申候様堅被申聞候處、右之咄ニ而者其氣之毒ニ者奉存上候得共、

唯今之商売少シ之利ヲ得候得者、何分右書面之通ニ而者難得御相談候故、右

ア通之金預不申候様御咄仕候得共、幸八様被仰聞候様者、何連兵吉様御下向

之節者万端御〔会〕七、如何と成共成行候故、先以三両式合預り置申候、少々之事ニ而御座候得者左様不  
様御咄被遊候故、先以三両式合預り置申候、少々之事ニ而御座候得者左様不  
申上候故、得与御推量被遊可被下候、申上度事八段々御座候得共、愚筆故荒  
辻申上候、何事茂御下向之上御語可申申候、先者御見廻旁期後日之時候、恐

惶謹言

五月廿一日

堀端

七太郎

築前

升屋兵吉様

No 40 「至伊万里堀端 有田大樽口 亀次良 松良

専要用

No 42 「到イマリ堀端 徒上幸平山 卒田判助  
武富栄助様 徒上幸平山 卒田判助

御用要用

一筆啓上仕候、(中略)然ハ終々御見舞も不申上疎遠之至御座候處、節角跡  
釜之儀、前登拾番半間借受心配仕罷在候處、此地少々取替ホを以先達焼物積  
入申候處、三ア利足附彼は損氣立ニ有之、及聞候處、御尊所様々金子差出ヒ

成候由承、就而ハ此節焼物勿論貴所様可差上奉存候条、何卒金拾両御借ヒ下  
間敷設御相談申上候、左候得ハ此地取替之儀ハ右之次第付何分行届兼而已  
出来立候条、御相談之程奉頼上候、猶委細之儀ハ此人申含遣候ニ付文略仕候、  
宜御聞取可ヒ下候、先ハ右愚筆を以如是御座候、以上

三月廿四日

No 41 「到イマリ堀端 徒上幸平山 卒田判助

御内要用

乍書中ニ而御座候處、此節中樽登火入ニ付而、中樽藤市殿釜半軒積入之約定  
ニ而御座候處、右ニ付而私之方へ相談ニ相成候ニ付而ハ、先達而も御囁申上  
置候通ニ而、何卒半軒ニ当金拾両文御取替置ヒ成下度様御相談申上候、併年  
内之儀ハ其内金五六両丈ケ之処御恩借ヒ成下度、此段御相談申上候、就而ハ  
右之訛合ニ付而ハ此地平太郎殿恒三郎殿ヒ罷越居候故、右人よりも御聞合見  
ヒ成下候而宜御座候故、尚亦委細之儀ハ私よ里万端取計差出可申候處、右御  
相談之次第宜御聞済ヒ成下候而、御恩借之儀深々御頼申上候、委細ハ御面上  
之上御咄可申上候、以上

十二月廿七日

四月廿五日

No 43

「到イマリ堀端ニ 徒上幸平山  
武富榮助様 川浪平太郎

御内要用

所々洪水ニ而御座候由奉驚入候、其御地ニ而ハ無御故障珍重之御儀奉存上候、然者此地釜方殊之外忙敷相成居候處、何卒此者ニ而金拾兩丈ヶ御恩借ヒ成下候様、此段宣御相談申上候、先者いつ連其内期高額万端御咄可申上候、先ハ右御相談迄如斯ニ御座候、以上

三月十八日

No 44

從吉田山致啓上候、然者今五日弓野山武兵衛殿より使人罷越申聞候者、平日之釜之義者三兩取替ニ而押々火入相整候得共、物前之義ニ而何分三兩丈ニ而仕廻方不行届ニ付、几出高六兩丈御取替ヒ下候様ヒ申越候趣之處、約定前之分三兩与物前払之老兩を借り面ニメ御遣ヒ成、其内々前方年賦払不足金武アト武朱計之釜手形□之義も御引留ヒ成候趣ニ而、旁ニ付、此節之火入來ル八日ニ相定り、私老人不捌ニ而火入難行届ニ付、當物前老兩成込之義者向

御取替ヒ下候様尚又私々も吳々□候、委細者使ハ申含メ可ヒ越候間、得与御承知可ヒ下候、先以此段為御相談如是御座候、以上

五月五日

No 45

「武富七太郎様

急要用

満岡啓助

弥御堅勝ヒ成御座珍重存候、然者弓野山武兵衛釜之儀、段々差詰候處、渡シ切ニ可仕趣申聞、尤近日茂十様釜揚御越之上、猶又御相談之筋も御座候由ヒ申聞候、私ニも近日罷帰申候、委細ハ□御面上可□話候、以上

八月十八日

No 46

「武富七太郎様

武富 茂十様 満岡啓助

急要用

□而、趣次第二ハ弓野釜上迄ハ同所可罷在哉も難計、其砌ハ私ニも茂十様出合咄合可仕候、以上

從小田志山致啓上候、先日者早目御帰ヒ成候哉□奉存候、然者其砌御加談御引合可致ニ付、此節者初而之處難渉ケ間敷御相談ニ御座候得共、物前之儀ニ付色々仕廻方不行届ニ付、何卒右之通私々御相談申上吳候様、以來之義ハ隨分三兩宛ニ而何角無ニメ焼立遣し可申趣、態々吉田山江申越候振合ニ御座候得ハ、能々之義与相見、火急之火入ニ付而者積後ニも相成候而も氣之毒ニ御座候間、初発今如何敷可ヒ思召候得共、此節之儀者御聞済ヒ成下、相談通跡釜取替木之儀小右衛門方を以御相談申上候間、何卒御買入可ヒ下候、幸吉

殿よ里者先達而乞脇方へ売り候様被申置候得共、先日も御□氣之毒ニ奉存、

取扱候得共承引無之ニ付而者致方無之、依之右為御相談態与差越候間、宣御

仰談御買入ヒ下候様與々も奉願候、此段為御頼如此御座候、以上

七月廿七日

b 七太郎様

浅次郎内

一、白綿 半斤

覚

No 47 「武富七太郎様

満岡啓助

同 茂十様

以手替得御意候、弥御堅勝ヒ成御座珍重奉存候、然ハ近來御相談申上兼候得

共、寅之助乞金式アニ而預ケ置候絵葉何卒御かし可ヒ下候、右者向釜用摺り

置度御座候間、代錢之儀ハ正月焼物ニ而払方可仕候間、何卒此節之儀奉頼候、

先以為御相談如是御座候、以上

十二月十四日

No 48 「武富七太郎様

満岡啓助

」

尊下急用

樋口部助

」

a 七太郎様

部助

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

ヲ尽置候行方ニ御座候、右ニ付淺次郎も私共も相歎候様只管申事ニ御座

候事、便卒無間違様具ミ奉頬上候、尤茂十様右之細碎御申談ニ相成居不申

振り合に御座候得者致方無御座候、其砌ハ何日共ニ茂十様御帰り被成候哉可

ヒ仰聞可被下候、右申上度辻不碎ながら以愚札早々如此御座候、已上

八月六日

追而、本文之通り金数七兩丈無間違様御借可被下候、左無御座ニ付而ハ御

互ニ不宜与愚推仕居、乍憚押而御相談仕候

月 日

No 49  
「丑十一月廿一日

勸定書 弐紙入 多つみや

啓助

a  
「丑春老番船式番船燒物代不足  
一銀三百三匁八分九厘

内

銀式拾五匁五分

右者弓野山米藏預老紙

同五拾壹匁

右同斷、盆前払

同式百五拾匁

右者絵葉五斤三而引合

差引メ三百式拾六匁五分

過上銀式拾式匁六分壹厘  
右者三番船燒物代二立

丑十一月廿二日

七太郎殿

啓助

b

武百八拾匁替 覚

金書尺式寸瑠璃鉢 武枚

四拾八匁 五百六拾匁

一錦手盆洗 九枚 内中三ツ

三百八拾八匁八分

メ九百四拾八匁八分

三匁七分 銀ニメ百八匁壹分九厘

一錦手青外濃丸中片 廿一

三匁老分 七拾七匁七分

一同菱割ヘ高臺中片 三十二

拾式匁 百式匁三分

一青磁鳳凰ヘ三ツ与并 八組

一壹匁六分 九拾六匁

一金書詩ヘ湯呑 五十壹

八拾壹匁六分

合銀四百六拾五匁七分九厘

内

銀四拾六匁五分七厘九

右者壹割引

同式拾式匁六分壹厘

右者壹番船式番船燒物代過上

右者弓野山藤兵衛預

同拾四匁

右者遠目鑑 壱ツ

差引メ百三拾四匁壹分八厘九厘 (毛)

残銀三百三拾壹匁六分壹毛

丑十一月廿二日

七太郎殿

啓助

No 50

a

（万延元）申正月棚揚燒物代銀

一金千三百八拾四匁式歩也

未年冬先込之燒物代銀

一金千九百九拾七匁也

皿山入金井ニ取替迄入テ

申初山金正金式百匁也

但シ古借未引退

一同百匁也

一同拾八匁式歩也

右者銀札正錢井ニ小遣イ金入テ

メ金千九百匁之辻

右之高、申正月棚揚之上 小子相預ル

文久三年亥十月十一日

一正金式百拾壹匁也

一慶長判五匁也

一同壹歩判壹匁式歩也

一文判拾六匁也  
右者八村天神馬神大吉五合入テ

一文壹歩壹匁也

一文判保判三匁也

b 一文拾兩  
右者十月十二日御書御渡之節被相加候、以上

元手金引讓候高  
安政七年申正月  
一金千九百匁

一同百五拾六匁

一同百五拾兩 田地代、新米五拾俵也

一同拾三匁 八村其外

一同六匁式歩 慶長金

一同四匁 新文古金

一同四匁 文半保半

一甲州金 六ツ

メ金式千三百三拾五匁

右之通相渡可申候、以上

文久三年亥十月

熊助殿

燒物高金  
一金千三百八拾四匁式ア

c

b

一同壹歩判壹匁也  
一甲州壹歩金壹匁式歩也  
右之分、文久三年亥十月根居ニ相成ル

金メ式千三百匁也

一作徳米五拾俵  
壹俵三両之見積り 二而代金百五拾匁也  
メ金四百匁也

都合

一同壹歩判壹匁也  
一甲州壹歩金壹匁式歩也

右之分、文久三年亥十月根居ニ相成ル

榮助

年内亮込之焼物代取揃  
一同百九拾七兩  
山許入金井ニ取替迄入テ  
一同式百兩 但し古借之分者引退、新二相改候丈相讓ル  
申正月初山行  
一同百兩 正金

同月 同拾八兩式歩 又遣し

金千九百〇兩ニ成ル

文久三亥十月

正金式百廿一兩

一拾三兩 八村九村其外

一四兩 文半保半

一甲州金 六ツ

一百五拾兩 米五拾俵

一同四兩 文印古金

一六兩式歩 慶長金

一拾三兩 八村九村其外

一四兩 文半保半

一甲州金 六ツ

一百五拾兩 燃物代有高

一同式百七拾兩 内山取替

一同式拾八兩 絵葉代

一同三百九拾三兩 客人かし

一同式百三拾兩 大坂登セ荷物代

一同百拾兩 (講)地方かし預り入テ

一同百八拾兩 構懸方

榮助様引合前

一同三拾兩 ぬり物代

一同百七拾兩 居合客引合前

一同三拾七兩 有金

一同拾九兩 古金

一同三拾兩 正銭

金三千〇七拾兩

借用前分 内

指引 金八百四拾兩  
金式千式百三拾兩也

No 52 元治元年子六月水揚

一金三百三拾兩 燃もの代

一同百八拾兩 客壳込

一同式百拾八兩

一同式百拾五兩

一同五拾兩 (講)山取替構懸方

一同五拾五兩

一同五拾兩 地方當時かし

一同四百五拾五兩 播勘かし

一同式千百拾五兩 布忠かし

一同百五拾兩 客かし

一同式拾兩 売物代

一同百五拾兩 田地

かざり金

一同百拾兩

銀札金子○有合  
武兩三百

金四千百式拾七兩也

内

金百兩

榮助様借用

同六百五拾兩

松尾同断

同三百八拾兩

深川同断

同五拾兩

立石屋預り金

ノメ金千百八拾兩

此處

亥年五月水揚分也

金式千式百三拾兩也

亥年十月元手金業助名まし

同四百三拾五兩

ノメ金式千六百六拾五兩

指引正ミ

金式百八拾式兩

慶應元年丑閏五月月中旬

丑年棚揚覚

No 53

一金百九拾式兩

深平かし

一同式拾式兩三步

佐平同

一同百八拾兩

伊兵衛同

一同五拾兩

平左衛門同

一同式拾兩

城嶋同

一同拾兩

廣作同

一同式拾八兩

平藏同

金五百兩

武兩三百

右内山取前

金六兩

又市払  
官藏払

同四兩式歩

寔太郎払

同式拾兩

平太郎払

金拾兩

ノメ金四拾兩○式歩

指引四百六拾式兩壹了

金壹兩○三ア

住源取前  
長右衛門同

同拾九兩壹ア

同百九拾式兩

燒弥同

同拾壹兩

嘉十同

同式拾式兩

櫛庄同

同七兩式ア

喜八郎同

同拾兩

吉伊同

同式兩

伊八同

金壹兩三ア

金

同拾壹兩式ア

キ榮三

同五兩

キ伊八

同四兩

卯平

金

同百三拾八兩

源次郎

同四兩壹步式朱

金四百三拾兩〇式朱	一 同五兩	源太郎
金四百四拾五兩	一 同拾兩	小間(講) 構懸過金
金三拾老兩	一 同九拾兩	榮助様田地用
金三兩	一 同百五拾兩	
金六百〇三兩〇式朱	一 同三拾老兩	
金拾式兩老ア	一 同七兩	
金五百九拾四兩也	一 同九拾兩	
右居合客衆壳込	一 同三拾兩	坂角取前
	一 同六拾兩	古金拾七兩三ア
魚屋与平	一 同六拾式兩老ア	
イヨ新吉	一 同六拾八兩	かさり金
播磨屋勘三郎	一 同六拾八兩	絵葉代
越後長右衛門	一 同廿五兩	
布屋三之輔	合ノ金四千九百八拾六兩三ア	
一 同九拾兩	一 同廿五兩	
一 同三拾八兩老ア	一 同廿五兩	
幸右衛門	一 同廿五兩	
メ金式千式百〇式兩老ア	一 同廿五兩	
右者旅客かし	一 同廿五兩	
百田官市	内	
勘次郎	金百兩	絞太郎
戸石代	同百五拾兩	采助様分
藤田龟吉	同二百五拾兩	松尾
常五郎	同四百兩	深川
同式拾兩	同百兩	百田
幸七	メ金千百兩	
右者借之高也		
金三千九百兩		
右子年標揚分		
金式千九百四拾七兩		

金九百五拾三兩

No 54

(慶応二年)  
寅五月棚揚

一金六両三歩二朱	福よしや栄三郎	一同式百三拾五両	植木勘三郎
一同四拾両	住屋瀬藏 <small>(源)</small>	一同千式百七拾両	はりまや勘三郎
一同式拾両	中村屋平七	一同五両	大黒屋儀八
一同式拾七両	毎屋忠次郎	一同六両式歩式朱	魚屋与平
一日三拾四両	清水屋平左衛門	一同五両	くしや庄衛門
一同式拾壹両式朱	三ツ口屋虎之輔	一同三兩式歩	春吉
一同九両	田村屋幾三郎	一同五拾両	松尾
一同三拾両	五嶋屋長藏	一同百四拾両	有田町傳吉
一同式拾五両	焼酒屋弥輔	一同拾両	洗切榮助
一同八拾五両	松尾屋源次郎	一同四拾両	常五郎
一同三百拾七両	傳吉	一同九拾両	鹿太郎
一同百七拾八両	はらや清右衛門	一同拾両	勘次郎
一同式百八拾両	道具屋勘七	一同七両	同人
一金九両三歩	恵三郎	一同壹両	政太郎
一同拾式両式歩	奈良屋外平	一同四両	焼物屋為替
一同五両	田中屋彦兵衛	一同五拾両	亀吉
一同式拾四両	小壳帳	一同三拾両	平藏 <small>(講)</small>
一同五両	豊後清輔 <small>(綱)</small>	一同式両	構ゆ幾
一同百五拾七両式歩	わた屋幸右衛門	一同八両	同春吉
一同四百式拾四両	布屋忠吉	一同四両	同才次郎
一同式百両	同大坂為登	一同五両式歩	同傳吉
一同七拾七両	兵藏	一同四拾五両	同平藏
一同拾壹両	同長之助	一同四両式歩	構佐平
一金百三拾両		一同五両	

一同五両式歩	小間物壳帳下
一同四両壹歩式朱	甚助
一同七拾両	山ノ小帳下
一同五拾八両	深平
一同式拾両	城しま
一同七両	竹治
一同三拾両	佐平
一同式拾両	絵葉代
一同千両百廿両	有合焼物
一同百両式拾両	数の子棒たら片くり
一同三拾両	反物其外
一同六拾壹両	通用金
一同拾両	銀札百文錢
古金四拾五両三ア	金五千八百五拾式両式歩也
内 扱方	
一金百六拾五両	平太郎
一同拾両	伊六
一同百七拾式両	伊兵衛
一同七両	嘉衛門
一同拾四両三歩	深川
一同六両	嘉十
一同三拾両	与平
一同四百両	深川借用
一同式百両	松尾借用

No 55  
(慶応四年)  
辰閏四月水揚

一同五拾両 燒酒屋同断  
金千〇五拾四両二歩也  
指引  
金四千七百九拾七両三歩  
金三千九百両  
右丑閏五月棚揚  
指引金八百九拾七両三歩也

一金九拾式両式歩	升屋圓助
一同六両三歩	田中屋忠次郎
一同七両式歩	直方屋庄五郎
一同廿一両式歩式朱	小田周藏
一同三両	米屋権右衛門
一同式拾両	道具屋勘三郎
一同式拾両	戎屋忠治
一同拾両	櫛屋庄右衛門
一同拾両	同 龍太郎
一同拾八両壹歩三朱	綿屋幸右衛門
一同四拾両	林屋(陸)曉藏
一同百五拾両	越前屋新吉
一金拾式両	原屋清右衛門
一同四両三ア	帰屋安右衛門
一同式百八拾四両	道具屋勘三郎
一同拾七両	播磨屋勘三郎



一同式拾兩	一同三拾兩	一同三拾兩
一同八拾兩	一金式拾兩	萬政
同式繪樂	同三拾兩	嘉十
一同式拾兩	同式拾三兩	儀平
絵樂	同四拾兩	庄五郎
一同式拾兩	同式拾八兩	榆庄
絵樂	同拾八兩	萬政
一同式拾兩	同式拾八兩	助三郎
絵樂	同四拾兩	忠次郎
一同式拾兩	同式百五拾兩	忠藏
絵樂	同九拾兩	勘七
一同式拾兩	同五拾三兩	分
絵樂	同五拾兩	□藏
一同式拾兩	同拾兩	大坂行花瓶
絵樂	同百五拾兩	深川
一同式拾兩	同式百兩	講掛
絵樂	同拾五兩	壳物
一同式拾兩	金百兩	有金
絵樂	同拾五兩	新酒場
一同式拾兩	金三千四百七拾兩	
絵樂	同百拾兩	
一札式目	有金	
一金式百兩	松尾八榮輔様	
一金式千百兩	陶器有高	
綿幸	卯右衛門	
綿幸	孝七	
百田	國輔	
西勘	龟吉	
一同三拾兩	古儀	
一同六拾兩	貞吉	
一同四拾兩	常五郎	
一同式拾兩	藤龜	
一同式拾兩	原屋	
一同五兩	傳吉	
一同百兩	角吉	
一同六百兩	城鳴	
一同七兩	岡長	
一同七兩	龍右衛門	
一同五拾兩	常五郎	
一同三拾四兩	庄屋	
一同百五拾兩	伊藤治	
一同三拾九兩	貞吉蟬代	
一同式拾兩	城嶋	
絵樂	平太郎	
一同式拾兩	同人	
絵樂		

巳辰  
三年ノ水揚ノ高  
午ノ六月五日迄

卯ノ六月五日迄

染附焼物代  
一錢百四十拾七貫六百三拾五匁

錦手金書もの代  
三一同百六貫百目

三川内もの代  
三一同拾五貫百七拾四匁

南川原菊次郎殿  
一一同七メ八百三拾七匁

安吉殿附残り焼物代  
一一同六貫八百目

助五郎不足分  
一一同拾六貫五百目

見合都合  
一取合手頭残り物  
廿兩斗合

代拾老メ四百目

一はたもの  
仁われもの  
蓋なしもの  
取合

代五メ七百目

三百拾七貫百四拾六匁

五七  
御金五百五拾六両壹歩仁朱  
五百七拾目金三メ

皿山  
助五郎殿  
上幸平

皿山  
助五郎殿

皿山  
幸吉

皿山  
幸吉

皿山  
幸吉

皿山  
幸吉

皿山  
幸吉

右者客二かし付置候  
一金四百両斗り

外二  
内二有り金

一金壱兩三ア	関甚弘前
一同百拾六両	薬屋
一同百廿五両	分
一同五両武歩	臺八
一同廿両	伊七
一同三拾壹両	舍
一同八拾両	田
一同九拾五両	深平
一同四拾両	伊十
一同廿三両	平太郎
一同廿三両	城しま
一同十五両	五平
一同三両	又市弘前
一同廿九両	黒牟田弘前

指引	金四千九百三拾両
辰年棚揚	金三千八百五拾両

花嶋  
松尾

一 同三兩分	斗り銀	二 てあり
一 同六兩		
一 同六兩	松尾取替へ	
一 同六兩		灰七拾俵代
一 同五兩		唐石壹斤助五郎殿行
一 同五兩	川東与平	
一 同三兩	作井手綿屋殿	
一 同三兩	庄太郎	
一 同三兩	重蔵	
一 同十五兩	孫三郎	
一 同式兩		
一 同四十兩	平三	
一 同壹兩		
一 同六兩三步	俵屋松之助	
一 同五兩	泉山綿代	
一 同五兩	林吉殿	
一 同五兩	卯傳次	
一同壹兩	利助	
一同六拾六兩	右八講懸金取前	
一同三兩	米六俵代	
一同式兩	治三郎	
百八拾九兩三步		
千百九拾兩壹ア		

No  
58

右之通慥ニ請取借用仕候儀美正ニ御座候、尤私方之儀者、向未ノ二月限ニ  
ハ聊無間違、月ニ老部式朱宛利足相加江急度御返納可仕候、但し引当とメ  
永代持來之私住居家居屋敷并怙券状相添相渡し置申候、自然間違之節者何  
時も明除相渡申候故、右引当を以御勝手御支配可ヒ成候、其節何歎故障申  
間敷候、為其請人仍而如件、已上

武両	拾両	七両三戸	キ
魚屋	土佐才屋屋	清兵衛	
重平	同 笹や		
	善九郎		
助五郎			
式拾両			
拾両			
十五両			
六拾九両七合五匁			
指引			
千百式拾両式歩			

№  
59

元金貳百五拾兩，一金百五拾兩，也一  
同拾八兩也。

右之通鑑ニ受取申候、尤尠丸御取替金之内ニ而御座候、已上

三月八日

榮左衛門判

外二金五両 受取判

右者御買入焼物代金之内ニ而御座候

三月八日

No  
60

覺

一金六拾五両也

右者佐嘉銀主池田理右衛門其外江私年済金之内を馬場傳右衛門引受納  
前之処、当暮不差分ニ付明三月迄之内尚又及間合ニ差分ケ可申候、惣而  
ハ私年済前之金子其元様令銀主取次廣川丈左衛門江預壹紙差出し置候訣  
を以、無拠右丈之金子預壹紙今又向方江差入ヒ吳候ニ付而者、於向ニ二  
御難題未不相掛様取計可申候、為念一札如件

午十二月

松尾修兵衛判

武富茂十殿

No  
61

親掛二両之内  
一正金壹両

覚

右之金子儲ニ受納仕預里召置候儀実正明白ニ御座候、但し向丑ニ月限無  
滯御返金仕儀ニ候、為後證之仍而預里如件

戊ノ三月十五日

上瀧益太郎判